

保有個人情報訂正請求書

独立行政法人国際交流基金
理事長 殿

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第 27 条第 1 項(第 2 項)の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

記

1 訂正請求者

(ふりがな) 氏名
住所 〒 TEL: _____ FAX(任意記載): _____ E-Mail(任意記載): _____
日中の連絡先(任意記載) 〒 TEL: _____ FAX: _____ E-Mail: _____

2 訂正請求に係る保有個人情報

- (1) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日、開示請求番号
- (2) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等

3 訂正請求の趣旨及び理由

(1) 趣旨(訂正内容)

訂正前:

訂正後:

(2) 理由

4 本人確認等

該当するものにチェックしてください。

(1) 訂正請求者 本人 法定代理人
(2) 請求者本人確認書類 運転免許証 健康保険被保険者証 住民基本台帳カード(住所記載のあるもの) 在留カード、特別永住者証明書又はこれらの書類とみなされる外国人登録証明書 その他() 請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。

(3) 本人の状況等(法定代理人が請求する場合にのみ記載してください。)	
イ 本人の状況	未成年者(年 月 日生) 成年被後見人 (ふりがな)
ロ	本人の氏名
ハ 本人の住所又は居所	
(4) 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示又は提出してください。	
請求資格確認書類	戸籍謄本 登記事項証明書 その他()

《記載にあたっての注意事項》

1 住所・連絡先等

保有個人情報の特定作業にあたり、独立行政法人国際交流基金から、昼間ご連絡差し上げる場合があります。昼間、住所記載の場所にいらっしゃらない場合には、昼間に連絡が可能な住所を「連絡先」にご記入ください。

2 訂正請求に係る保有個人情報等

訂正請求は、保有個人情報の開示決定等に基づき開示を受けた保有個人情報のみについて、行うことができます。

3 訂正請求の趣旨及び理由

- (1) 訂正請求の趣旨：どのような訂正を求めるかについて簡潔に記載してください。
- (2) 訂正請求の理由：訂正請求の趣旨を裏付ける根拠を明確かつ簡潔に記載してください。
- なお、本欄に記載しきれない場合には、本欄を参考に別紙に記載し、本請求書に添付して記載してください。

4 本人確認等

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第28条第2項及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第14条の規定に基づき、訂正請求に係る保有個人情報のご本人(又は法定代理人)であることを確認するため、以下の書類を個人情報保護窓口で提示し、又は同封してください。

本人による訂正請求の場合	必要となる書類等
(1) 窓口に来所して訂正請求	訂正請求書に記載されている訂正請求をする者の氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、住民基本台帳カード、在留カード又は特別永住者証明書(これらの書類とみなされる外国人登録証明書)等の書類(*)を提示・提出してください。 どのような書類が本人確認書類に当たるのか分からない場合や、本人確認書類の提出ができない場合は、個人情報保護窓口事前に相談してください。
(2) 訂正請求書を送付して訂正請求	以下の書類すべてが必要です。 ・上記*を複写機により複写したもの ・訂正請求をする者の住民票の写し(開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限る)。なお、住民票の写しは、市町村が発行する公文書であり、その複写物による提示又は提出は認められません。住民票の写しが提出できない場合は、訂正請求窓口事前に相談してください。
法定代理人による開示請求	「本人の状況等」欄は、法定代理人による開示請求の場合

の場合	にのみ記載してください。必要な記載事項は、保有個人情報の本人の状況、氏名、本人の住所又は居所です。 法定代理人が開示請求をする場合には、法定代理人自身に係る(1)に掲げる書類又は(2)に掲げる書類に併せて、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類(ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限ります。)を提出してください。なお、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類は、市町村等が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。
-----	---

補正について

本人確認書類が提示又は提出されていない場合その他訂正請求書に形式上の不備があると認められる場合には、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」第28条第3項に基づき、補正をお願いすることになります。

訂正請求の期限について

訂正請求は、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」第27条第3項の規定により、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならないことになっています。